

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

身延町長 望月 幹也

市町村名 (市町村コード)	身延町 (193658)
地域名 (地域内農業集落名)	久成地区 (久成)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・急峻な地形と狭小農地の生産効率低下: 中山間地域特有の急峻な地形と狭小な農地のため、農作業の効率が悪く、生産性が低いことが課題である。

・農業従事者の高齢化と後継者不足: 農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が深刻化しており、地域農業の持続性が危ぶまれている。

・鳥獣被害による農家の経済的負担増加: シカやイノシシ、サル等による農作物被害が増加し、農家にとって大きな経済的負担となっている。

・気候変動による異常気象の農業影響: 気候変動に伴う干ばつや豪雨、気温の不安定化により、農作物の生育が阻害され、不作が増加している。

・過疎化と農用地の遊休化の進行: 過疎化の影響で農用地の遊休化が深刻化しており、地域農業の活力低下が課題となっている。

【地域の基礎的データ】

※農業者の年齢構成や作物、人口、地勢、農用地の荒廃状況、農業用施設の状況や農業用機械の共同利用の状況などに照らして、できる限り定量的に記載

農業者: 「13」人(うち50歳代以下「0」人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)「0」経営体、従業員等「0」人
主な作物: 水稻、大豆、茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地形に適した高付加価値作物の導入: 中山間地域の特性に合った作物の選定や品種改良を進め、小規模でも収益性の高い農業を目指す。「あけぼの大豆」などの特産品を活用したプロモーションの強化。

・人材育成と地域リーダーの創出: 若手農業者の支援を強化し、次世代の農業リーダーを育成するための教育・研修プログラムの充実。また、都市部からのUターンやIターンによる新規就農者を積極的に受け入れ、地域の担い手を増やす。

・鳥獣害対策の強化: シカやイノシシによる被害を抑制するため、防護柵やトラップの設置、猟友会等との連携による鳥獣駆除活動の推進。また、被害を受けた農家への補助金や支援制度の拡充。

・気候変動に対応した栽培技術の開発: 異常気象に対応するための新しい栽培技術や気候に適応した耐病性・耐寒性の高い作物品種の導入を進める。土壌改善や水資源の効率的利用も検討。

・地域資源を活かした観光農業や体験型農業の推進: 農業と観光を融合させた「アグリツーリズム」を推進し、外部からの訪問者を増やす。農作業体験や収穫祭などのイベントを通じて地域の魅力を発信する。

・地域連携による共同販売・流通システムの構築: 小規模農家が連携し、農作物の共同販売やブランド化を進めることで、流通コストの削減や販売力の強化を図る。また、地域内での直売所やオンライン販売なども積極的に活用する。

・農地の集積・集約化の推進: 分散している小規模農地を集積・集約化することで、効率的な営農が可能になるよう支援する。農地中間管理機構を活用して、農地の貸し出しや借り入れのマッチングを促進し、まとまった規模での農業経営を実現する。これにより、機械化や効率的な農作業の導入が容易になり、生産性が向上する。また、遊休農地も集約化により有効活用し、地域の生産基盤を強化する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農業上の利用が行われる農地を含む地域

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
特になし
(2) 農地中間管理機構の活用方針
特になし
(3) 基盤整備事業への取組方針
国・県・市等への基盤整備事業の要望を通じて、農業生産の効率化と持続可能な営農環境の確立を図る。具体的には、農地の区画整理や用排水路、農道の改良整備を推進し、農作業の機械化・省力化に対応する。また、地域特有の急峻な地形や条件に合わせた基盤整備を行い、安全・安定的な農業経営を支援する。一方で、既存の農道の軽微な修繕や改修については、地域内で協力し合いながら対応する仕組みを整える。これにより、農業の競争力向上と後継者の確保を実現し、地域農業の活性化を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
特になし
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦鳥獣被害防止対策: 中山間総合整備事業により設置した鳥獣被害防護柵の管理を行う。